

# 2025年度 教育・保育給付1号認定のご案内

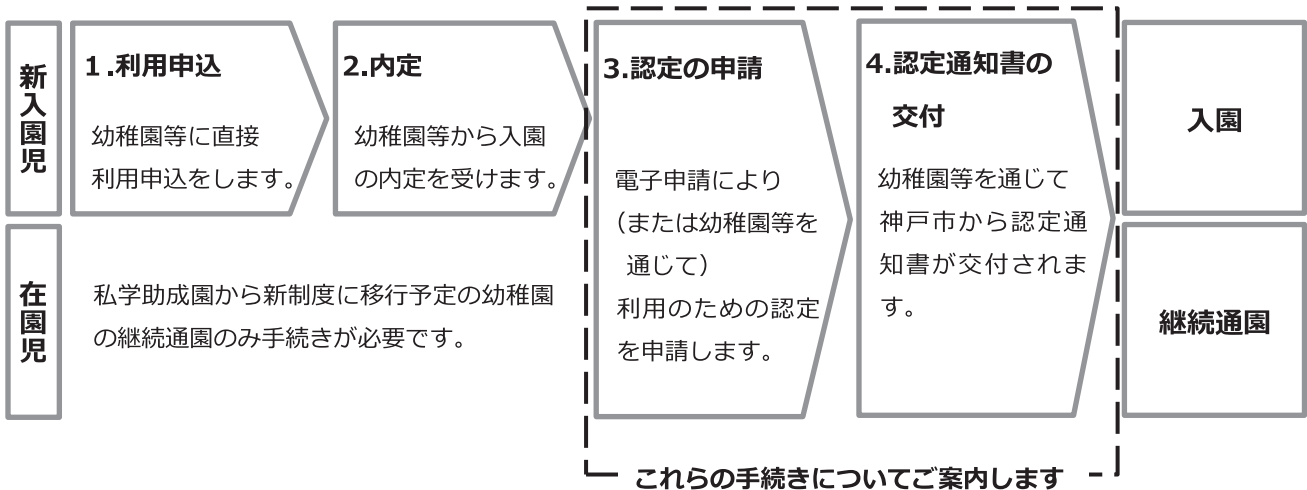
幼稚園や保育所、認定こども園、地域型保育など、就学前の子どもを預かり、教育・保育する施設にはさまざまな形があります。これらを利用する際には、1号・2号・3号の3つに区分された認定を受けてください。

区分		こどもの年齢	利用したい施設
1号認定	教育	3歳以上	●幼稚園 *新制度対応幼稚園 ●認定こども園 *朝～昼すぎ
2号認定	保育	3歳以上	●保育所 ●認定こども園 *朝～夕
3号認定	保育	3歳未満	●保育所 ●認定こども園 *朝～夕 ●地域型保育

本案内書では、これらのうち、1号認定について説明します。**幼稚園・認定こども園（朝～昼すぎ）**の入園・**新制度に移行予定の私学助成園**の継続通園をご希望の方はこのご案内をよくお読みのうえ、手続きを行ってください。

- \* 2号・3号の認定が必要な保育所・認定こども園（朝～夕）・地域型保育の入園は、別途発行の「保育利用のご案内」をご確認ください。
- \* 新制度に移行していない幼稚園（私学助成幼稚園）へ入園の方は別の認定手続きが必要となりますので、内定された園より、必要書類をお受け取りください。

## 1. 幼稚園・認定こども園（朝～昼すぎの利用）の入園・継続通園までの流れ



## 2. 1号認定を受けられることができる方

満3歳以上の子どもの保護者で、幼稚園・認定こども園（朝～昼すぎ）の利用を希望する神戸市民の方（神戸市外の幼稚園・認定こども園を利用する方も対象）

- \* 神戸市外にお住まいの方は、原則としてお住まいの市町村での認定・受付になります。

満3歳児クラス	2022年4月2日～2023年4月1日生まれの子ども
3歳児クラス	2021年4月2日～2022年4月1日生まれの子ども
4歳児クラス	2020年4月2日～2021年4月1日生まれの子ども
5歳児クラス	2019年4月2日～2020年4月1日生まれの子ども

### 3. 教育・保育給付認定の申請に必要な手続き

入園内定後、以下のいずれかの方法で認定の申請を行ってください。

書類の提出がない場合は、認定等の決定ができませんので、以下をよくお読みのうえ、不備等のないよう必要書類をご提出ください。

年度途中からの入園を希望する方は、入園希望月の3か月前の1日～2か月前の末日までに申請を行ってください。

(例：6月3日入園希望の場合は、3月1日～4月末まで)

(1) 電子申請で神戸市に提出 ※電子申請の流れ(P.4参照)

申込みは、ご自宅から電子申請が便利です。

\*1号認定の利用希望の方は、園の内定を受けてから申請してください。

(2) 入園予定の幼稚園・認定こども園を通じて申請

申請に必要な書類を幼稚園・認定こども園へ提出してください。

(3) 直接郵送で神戸市に提出

申請に必要な書類を以下の宛先まで郵送で送付してください。郵送費は保護者様の負担となります。なお、郵送事故等に関して神戸市では責任を負いかねますので、郵送の際には、できるだけ書留等をご利用ください。

【宛先】

〒650-8526

神戸市中央区伊藤町 111 番地 神戸商工中金ビル4 F 神戸市行政事務センター 宛

\*2025年4月入所を希望する方は、2024年10月25日(金)までに申請を行ってください。

(神戸市立幼稚園の入園を希望する方は、2024年12月6日(金)までに申請を行ってください。)

\*申請内容に変更が生じた場合(引っ越し、扶養関係の変更など)は、すみやかに園を通じて神戸市行政事務センターまでお知らせください。認定の変更が必要な場合があります(さかのぼって変更を行うことがあります)。

(参考) 手続き期間早見表

\*手続き期間より早いタイミングでの受付はできません。申請があった場合、電子申請の差戻し、または書類を返送いたします。

\*入園が急に決まった等、手続き期間後に申請が必要になった場合は、すみやかに手続きしてください。

認定開始希望月	手続き期間(申請受付日)
2025年4月1日	10月1日(火)～10月25日(金)
4月途中入園	1月1日～2月末
5月	2月1日～3月末
6月	3月1日～4月末
7月	4月1日～5月末
8月	5月1日～6月末
9月	6月1日～7月末
10月	7月1日～8月末
11月	8月1日～9月末
12月	9月1日～10月末
1月	10月1日～11月末
2月	10月1日～12月末
3月	10月1日～1月末

◎**全員必要な書類**

電子申請（e-KOBE）を利用する場合は、（１）～（２）の書類作成は不要です。

- （１）子どものための教育・保育給付認定申請書（１号認定用）★  
※ P.5 記入例参照
- （２）個人番号申告書★



申請書類

◎**状況に応じて必要な書類**

書類の必要な方		必要書類（注１）
施設等利用給付認定（新２・３号認定）も希望する場合		<input type="checkbox"/> 「保育の必要性を証明する書類」（P.7 参照） ＊原則、証明書類は発行日から３か月以内のものが必要 ＊ひとり親世帯を除き父母のどちらについても必要
2025年 4月～8月 利用開始 の方	2023年中に海外での収入がある方	<input type="checkbox"/> 2023年１月～12月中の海外での収入がわかる書類★ （注２）（注４）
	市民税が未申告の方 ＊配偶者の扶養に入っている方 （配偶者控除の対象者）は除く	<input type="checkbox"/> 2024年１月１日時点の住所地の市町村（市税の窓口等）で申告の上、 2024年度 市民税・県民税（所得・（非）課税）証明書 ＊ただし、2023年１月～12月中の収入で非課税となる見込み の場合に限り、収入申告書★でも可（注３）（注４）
2025年 9月～ 2026年 3月 利用開始の 方	2024年中に海外での収入がある方	<input type="checkbox"/> 2024年１月～12月中の海外での収入がわかる書類★ （注２）（注４）
	市民税が未申告の方 ＊配偶者の扶養に入っている方 （配偶者控除の対象者）は除く	<input type="checkbox"/> 2025年１月１日時点の住所地の市町村（市税の窓口等）で申告の上、 2025年度 市民税・県民税（所得・（非）課税）証明書 ＊ただし、2024年１月～12月中の収入で非課税となる見込み の場合に限り、収入申告書★でも可（注３）（注４）
ひとり親家庭の方 （親族以外の異性と同一住所の場合は除きます）		以下のいずれか <input type="checkbox"/> ひとり親家庭等医療費受給者証（コピー）の提出 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本（コピー可）の提出 ＊離婚が成立していて、児童扶養手当を受給している方は提出不要
子どもの祖父または祖母が自営業主で、子どもの父 または母が税法上の事業専従者（注５）である場合 ※家計の主宰者として該当		左記の自営業主である祖父または祖母の、 <input type="checkbox"/> 税務署受付印のある所得税確定申告書（控）第１表・第２表（コピー） ・2025年４月～8月利用開始…2023年１月～12月分 ・2025年９月～2026年３月利用開始 …2024年１月～12月分

必要書類・提出書類のうち、★が付いている様式については神戸市のホームページからダウンロードできます。

注１：個人番号の提供がない方は、別途、証明書類を提出していただく場合があります。

注２：１月１日から１２月３１日までにて得た国内外での合計収入額に基づき、市民税相当額を算出します  
**（必ず日本語訳を添付してください）。**

注３：非課税となる場合とは、たとえば給与収入のみの方で、年間の収入金額が１００万円以下の方等です。

注４：父母両方分提出してください。なお、祖父母等がお子さまを扶養していると認められる場合、祖父母等の方についての書類も提出いただくことがあります。

注５：事業専従者とは次の３つすべてに該当する人をいいます。

- ① 白色申告者（自営業主）と生計を一にする配偶者その他親族であること
- ② その年の１２月３１日現在で年齢が１５歳以上であること
- ③ その年を通じて６月を超える期間、その白色申告者の営む事業に専ら従事していること

## ▶電子申請

### ■用意するもの

- メールアドレス
- 本人確認書類（免許証、健康保険証、マイナンバーカードなど）
- 個人番号確認書類
- 保育の必要な状況を確認する書類（1号とあわせて新2号・3号を申し込む場合）

①e-KOBE：神戸市スマート申請システムにアクセスしてください。

<https://lgpos.task-asp.net/cu/281000/ea/residents/portal/home>



②「新規登録」を選択し、利用者登録をしてください。

すでに登録済みの方は「ログイン」へ。

③「申請できる手続き一覧」から、個人向け手続きを選択

→カテゴリ「子育て・教育」「幼稚園・認定こども園・保育所・地域型保育」

→「保育施設の申込／認定手続き」

→「子どものための教育・保育給付認定手続き」

→「教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定申請

（1号+新2号・3号認定用）」を選択



④あとは画面の案内に従って進めてください。

詳しくは、右記の電子申請操作マニュアルをご確認ください。

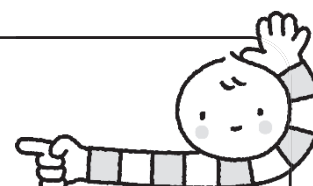


電子申請マニュアル

⑤申請完了後は、申請受付メールが届いたか、必ず確認してください。

### スマートフォンで書類を撮影するときのコツ

- ①画面いっぱい書類が収まるようにしましょう。
- ②シャッターを押す前に、画面内の被写体をタップしてピントをあわせましょう。
- ③フラッシュは使用せず、書類を立てかけて自然光だけで撮影するようにしましょう。



**記入例**

- ・黒のボールペンで、はっきりと楷書で記入もしくはチェックを入れてください。※消せるボールペンは不可
- ・記入内容を訂正する場合は、当該箇所にて二重線を入れ、空白に正しい内容を記入してください。※修正テープは不可
- ・記入日時点の状況を、正確に記入してください。

神戸市子どものための教育・保育給付認定等事務要綱(様式第1号)/  
神戸市子育てのための施設等利用給付認定等事務要綱(様式第3号)

**1号、新2・3号認定用**

**子どものための教育・保育給付認定申請書(1号認定用)**  
**子育てのための施設等利用給付認定申請書(2号・3号認定用)**

神戸市長 宛

◇◇◇◇年 ◇月 ◇日

子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの保護者として、以下の事項に同意の上、認定を次のとおり申請します。  
教育・保育給付認定、施設等利用給付認定の審査に当たって、神戸市が必要とする文書の閲覧又は資料の提供を求められます。  
認定の審査・副食費免除の判定のために保護者及び扶養義務者の市県民税等課税状況や、世帯員の住民基本台帳の情報について、神戸市が確認・閲覧します。  
新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。  
申請内容が事実と相違した場合は、認定を取り消すことがあります。  
申請後に必要な書類の提出がない場合、認定を取り消すことがあります。  
以下、施設等利用給付認定における同意事項  
申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者へ提供することがあります。  
子ども・子育て支援法第30条の11第3項の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合があります。  
認定書日現在で、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号の政令で定める施設(企業主導型保育事業)の利用がある場合は、本認定の申請はできません。

①保護者(申請者)	(きょうだいを含めて過去に申請したことがある場合、その時と同じ申請者で申請してください)			子どもの続柄	生年月日
	フリガナ	コウベ	ナツタロウ	父	△△△△年 △月 △日
	氏名	神戸	夏太郎		
	電話番号	父携帯: 090-****-****	母携帯: 080-****-****	※お電話がつかない場合、SMS(ショートメッセージサービス)にてご連絡することがあります。	
	現住所	神戸市中央区加納町6丁目5番1号			
前住所あるいは転居予定先	(2年以内に転居された方、今後転居する予定のある方は記入してください)				
②認定子ども	フリガナ	コウベ	ナツ	性別	生年月日
	氏名	神戸	なつ	男・ <b>女</b>	〇〇〇〇年 〇月 〇日
	利用を希望する期間	20XX年 4月 1日 から小学校入学前まで			※施設等利用給付認定(新2・3号)は、原則 <b>申請の受領日以降の認定となります。</b>
	利用が内定している施設名	らいおん幼稚園			

あてはまる方に○をつけてください。

以下の欄には、認定の対象となる子ども以外の生計を一にする世帯の**世帯員全員**について記入してください。(世帯には、同居の祖父母や単身赴任中の保護者、就学中のきょうだい等、別居中の世帯員も含まれます。)

世帯員氏名・フリガナ	続柄	性別	生年月日	同居・別居	※備考
コウベ 神戸	ナツタロウ 夏太郎	父	△△△△年 △月 △日	<input checked="" type="radio"/> 同居・ <input type="radio"/> 別居	
コウベ 神戸	アキ あき	母	▽▽▽▽年 ▽月 ▽日	<input checked="" type="radio"/> 同居・ <input type="radio"/> 別居	
コウベ 神戸	イチロウ 一郎	兄 <input checked="" type="radio"/> 男・ <input type="radio"/> 女	〇〇〇〇年 〇月 〇日	<input checked="" type="radio"/> 同居・ <input type="radio"/> 別居	
コウベ 神戸	ハル 春	妹 <input type="radio"/> 男・ <input checked="" type="radio"/> 女	X X X X年 X月 X日	<input checked="" type="radio"/> 同居・ <input type="radio"/> 別居	
コウベ 神戸	ユキ 雪	祖母 <input type="radio"/> 男・ <input checked="" type="radio"/> 女	□□□□年 □月 □日	<input checked="" type="radio"/> 同居・ <input type="radio"/> 別居	
		男・女	年 月 日	<input type="radio"/> 同居・ <input type="radio"/> 別居	

世帯員欄には、世帯分離をしていても、同居の方は必ず全員記入してください。

未婚・死別等で不在の場合は、その旨記入してください。

※身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・障害年金等の交付(給付)を受けている方は、備考欄に手帳名・番号を記入してください。

ひとり親家庭 いいえ はい → 「はい」の方のみ → 児童扶養手当の受給 有 無

離婚協議中の場合 別居 → 調停あり(証明書 あり なし) 調停なし

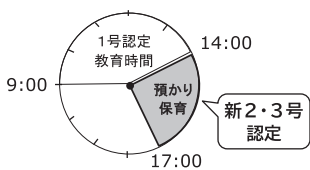
生活保護の適用 無 有(区・支所: ) (担当者: ) 申請中( 年 月 日申請)

以下の欄には、認定の対象となる子どもの祖父母についてご記入ください。

続柄	氏名	生年月日	住 所	就労状況(勤務先)
父方 祖父	<b>死別</b>	年 月 日		
父方 祖母	神戸 雪	X X X X年 X月 X日	同居	無職
母方 祖父	六甲 岳	▲▲▲▲年 ▽月 ▲日	京都市〇〇区……	自営業(〇△)
母方 祖母	六甲 きみえ	▲▲▲▲年 ▲月 △日	〃	自営業(〇△)

**該当の方のみ記入 預かり保育の利用を希望する方** ※預かり保育を利用しない方、預かり保育の利用を希望するが施設等利用費の給付を受けない方は記入不要

**【預かり保育(一例)】**



預かり保育の利用を希望し、無償化の対象となる施設等利用費の給付を受けるためには、「施設等利用給付認定(新2・3号認定)」が必要です。

- 新2・3号認定の対象かどうか確認します。以下、該当の□にチェックしてください。
- 施設等利用費の給付対象に該当しますか。(①、②どちらにもあてはまらない場合は対象外です)
    - ①利用希望日には3歳児以上のクラスに入園しています。
    - ②3歳になった日から最初の3月31日までにある子どもで、非課税世帯です。  
※ ②で対象外の方は3歳児クラスに上がる際に、新2号認定を忘れずに申請してください
  - 上記①、②いずれかに該当する場合、「保育を必要とする理由」があるか確認します。  
下表「保育を必要とする理由」のいずれかに父母両方が該当しますか。  
該当の場合は、該当の□にチェックのうえ、裏面に記載の「必要書類」の該当箇所をチェックしてください。

施設等利用給付認定(2・3号)を**希望する方のみ**、項目にチェックおよび裏面の必要書類を添付してください。

保育を必要とする理由	父	<input checked="" type="checkbox"/> 就労	<input type="checkbox"/> 疾病・障がい	<input type="checkbox"/> 介護・看護	<input type="checkbox"/> 災害復旧	<input type="checkbox"/> 求職活動	<input type="checkbox"/> 就学	<input type="checkbox"/> その他( )
	母	<input type="checkbox"/> 就労	<input type="checkbox"/> 妊娠・出産	<input checked="" type="checkbox"/> 介護・看護	<input type="checkbox"/> 災害復旧	<input type="checkbox"/> 求職活動	<input type="checkbox"/> 就学	<input type="checkbox"/> その他( )

- 上記「1」「2」に該当する場合、以下を希望することが可能です。希望の場合は□にチェックしてください。
    - 預かり保育を利用し、預かり保育部分の施設等利用費の無償化給付を受けることを希望します。(新2・3号認定の申請をします)
- ※審査の結果、施設等利用給付認定(新2・3号)を受けることができない場合もあります。(裏面に続く)



## 4. 認定を受けると

審査を経て、認定通知を交付します。

2025年4月に向けての申請については、申請が一定期間に集中し審査に期間を要するため、1月以降に認定をいたします。あらかじめご了承ください。

### ▷ 利用できる時間

1号認定によって利用できる時間は1日4時間を標準とし、年間39週以上の範囲で各園が定めます。

### ▷ 利用者負担額無償化

幼児教育・保育の無償化により、1号認定児童の月額利用者負担額は無償となっています。また、通常の教育時間を超えて児童を園でお預かりする「預かり保育」についても、市町村から保育の必要性がある旨の認定（施設等利用給付認定）を受けている場合のみ、無償化の対象となります（上限額あり）。

- \* 施設が保護者より徴収する費用（教材費や給食費等）は無償化の対象外です。
- \* 市町村民税所得割合算額が77,100円以下である世帯の児童と第3子以降に該当する児童については、給食費のうち副食費（おかず代）が免除されます。
- \* 市町村民税所得割合算額とは、子どもと同一世帯に属して生計を一にしている父母と父母以外の扶養義務者（家計の主宰者）の市町村民税所得割額を合計した額のことです。
- \* 18歳以上の子どもや進学などで別居している子どもを扶養している場合には、次の書類を提出することで扶養順の子に数えることができます。
  - 多子世帯等の利用者負担額軽減に係る申出書 \* 神戸市ホームページからダウンロードできます。
  - 18歳以上の子ども・別居している子どもの健康保険証のコピーなど、扶養している世帯員であることがわかるもの
- \* 毎年9月が市民税課税額の算定年度切り替え時期となります。

例：2025年度の場合

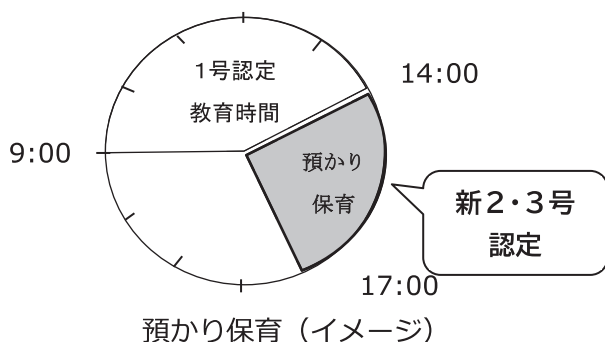
2025年										2026年		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
前年度（2024年度）市町村民税額に基づく算定					当年度（2025年度）市町村民税額に基づく算定							

## 5. 預かり保育の利用を希望する方

預かり保育の利用を希望し、無償化の対象となるためには、「施設等利用給付認定（新2・3号認定）」が必要です。施設等利用給付認定2・3号（新2・3号認定）を受けるためには、保護者のいずれもが次のページの「保育を必要とする事由」を満たす必要があります。

また、3歳になった日から最初の3月31日までは、非課税世帯のみが無償化の対象となります。課税世帯の方は、3歳児クラスに上がる際に、新2号認定申請をしてください。

\* 施設等利用給付認定2・3号（新2・3号認定）は、**申請の受領日以降の認定**となります。**申請の受領日より前にさかのぼることはできません**。必ず利用前に申請してください。



▷ 保育を必要とする事由

保育を必要とする事由	状 況
就 労	保護者が就労している（継続して1か月あたり64時間以上の就労）
妊娠・出産	母親が妊娠中あるいは出産前後である
疾病・障がい	保護者が病気やけがであったり、心身に障害がある
介護・看護	保護者が親族の介護・看護をしている （継続して1か月あたり64時間以上の介護・看護）
災害復旧	保護者が震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている
求職活動	保護者が求職活動中である
就 学	保護者が就学している（継続して1か月あたり64時間以上の就学）
その他	その他、上記に類する状況でお子様の保育ができない場合

▷ 保育の必要な状況を確認するための書類

保育を必要とする事由（父母それぞれ）		必要書類・添付書類
就 労	雇用主がある・法人の代表者 (会社員・パート・派遣社員等)	<input type="checkbox"/> 就労証明書★
	自営業の方 (自営手伝いを含む)	<input type="checkbox"/> 就労証明書★ <input type="checkbox"/> タイムスケジュール★ <input type="checkbox"/> 自営業の内容の分かる資料（最新年度の確定申告書（第一表）、開業届、営業許可証、登記簿謄本、請負契約書、納品書、請求書のコピー、事業の名称・代表者氏名・所在地・内容がわかるパンフレットやホームページのコピーなど）
	内職の方	<input type="checkbox"/> 就労証明書★ <input type="checkbox"/> タイムスケジュール★ <input type="checkbox"/> 内職の内容の分かる資料（委託契約書、発注書、委託費振込通知書の写しなど）
妊娠・出産（産前産後各8週の期間内）		<input type="checkbox"/> 母子健康手帳の①交付日、②分娩（出産）予定日、③受診実績の記載されているページのコピー
保護者の疾病・障がい	疾病の方	<input type="checkbox"/> 「保育ができない」旨が記載された診断書（神戸市指定様式）★
	障がいの方	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳などのコピー
親族の介護・看護		<input type="checkbox"/> 介護・看護状況申告書★ <input type="checkbox"/> タイムスケジュール★ 【介護の場合】 <input type="checkbox"/> 障害者手帳や介護保険被保険者証のコピー 【看護の場合】 <input type="checkbox"/> 診断書のコピー（指定様式なし） 【施設通所付添の場合】 <input type="checkbox"/> 在学・通所証明等利用状況が確認できるもの
災害復旧		利用・継続に関する申立書★、り災証明書
求職活動	就労内定の方	* 上記「就労」欄の書類
	求職活動中の方	<input type="checkbox"/> 誓約書兼求職活動報告書★ * 月64時間に満たない就労実績がある場合、加えて上記「就労」欄の書類
就学		<input type="checkbox"/> 在学証明書兼申告書★ <input type="checkbox"/> タイムスケジュール★ <input type="checkbox"/> 就学内容の分かる資料（時間割表、パンフレット等）

必要書類・提出書類のうち、★が付いている様式については神戸市のホームページからダウンロードできます。



